

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第１１号）の運用及び解釈の基準について」（平成 09・03・17 資庁第１号）
新旧対照表（傍線部分は改正部分、二重傍線部分は新設部分）

改正後	現行
<p>第１３条（書面等の記載事項）関係</p> <p>１．第５号中「価格の算定方法」とは、どれだけの量の液化石油ガスを使用した場合に、どれだけの価格を請求されるか、その価格の計算方法（例えば、「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量＋設備料金」等）のことである。なお、液化石油ガスと他の商品や役務をセットにして販売する場合でも、液化石油ガス料金の額の算定方法について記載する必要がある。ただし、この場合において、セット販売による割引が液化石油ガス料金と他の商品や役務の料金との合計額に適用されるなど、割引額の液化石油ガス料金への配分金額を明示することができないときは、これを記載する必要まではない。</p> <p>「算定の基礎となる項目」とは、規則第１６条第１５号の７に規定する消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用等、計算の基礎となる金額に相応する項目のこと（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：１ｍ³当たり〇〇円、設備料金：〇〇円等）。<u>契約締結時に標準的な料金水準（当該販売事業者が公表し、又は提示する標準的料金メニュー等）と比較して低廉な料金を適用する場合は、当該低廉な料金の適用に係る据置期間及び当該期間満了後の取扱いも記載のこと。</u></p> <p>なお、例えば戸建て（建物所有者と一般消費者等が同一である場合）において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、消費設備に係る配管、給湯設備その他の建物に付随する消費設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の費用については、第８号に基づき別途記載してもよい。</p>	<p>第１３条（書面等の記載事項）関係</p> <p>１．第５号中「価格の算定方法」とは、どれだけの量の液化石油ガスを使用した場合に、どれだけの価格を請求されるか、その価格の計算方法（例えば、「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量＋設備料金」等）のことである。なお、液化石油ガスと他の商品や役務をセットにして販売する場合でも、液化石油ガス料金の額の算定方法について記載する必要がある。ただし、この場合において、セット販売による割引が液化石油ガス料金と他の商品や役務の料金との合計額に適用されるなど、割引額の液化石油ガス料金への配分金額を明示することができないときは、これを記載する必要まではない。</p> <p>「算定の基礎となる項目」とは、規則第１６条第１５号の７に規定する消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用等、計算の基礎となる金額に相応する項目のこと（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：１ｍ³当たり〇〇円、設備料金：〇〇円等）。</p> <p>なお、例えば戸建て（建物所有者と一般消費者等が同一である場合）において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、消費設備に係る配管、給湯設備その他の建物に付随する消費設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の費用については、第８号に基づき別途記載してもよい。</p> <p>「算定の基礎となる項目についての内容の説明」とは、基本料金・従量料金・設備料金にはどのような費用が含まれるか（例えば、基本料金は、ボンベ・メー</p>

「算定の基礎となる項目についての内容の説明」とは、基本料金・従量料金・設備料金にはどのような費用が含まれるか（例えば、基本料金は、ポンベ・メーター等の固定費を回収するものである等）についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。

2. 第6号中「所有関係」とは、消費設備・供給設備の所有権を（各々の設備毎に）誰が（販売事業者か一般消費者等か）有しているかについての記載のこと。ここでの記載は、販売事業者と一般消費者等の間で、設備の所有について認識に齟齬を来さないよう、注意的に記載するものである。したがって、販売事業者が所有していない設備について、書面上、販売事業者が所有している旨記載しても、真実の記載にはならず、その設備の所有権が販売事業者に発生する訳でないことは当然である。なお、賃貸住宅の場合等、設備を消費者が所有するのか、家主が所有するのか不明確な場合等も考えられるが、記載については、「販売事業者」「お客様」等、所有権が販売事業者側・消費者側いずれにあるか分かる程度の内容で差し支えない。また、所有関係を記載する際には、消費設備に係る配管等家屋に敷設されている設備については、設備設置費用を販売事業者が負担したという理由や、法第14条の書面を交付する際に、設備を販売事業者の所有として賃借契約を締結したという理由をもって、所有権が販売事業者に帰属する訳ではないことに留意することが必要である。

特に、いわゆる消費設備に係る「貸付配管」については、以下の事情に照らして、建物に付合したものと解され、配管の所有権は建物所有者に帰属し、かつ、民法242条ただし書きの適用はないものと判断される場合がある。

・配管を撤去するためには建物及びその住宅設備を相当程度毀損する必要がある、その撤去や建物等の復旧には相応の手間や費用を要することが見込まれること

・配管は、建物の構造に合わせて設置されているもので、建物と一体となって利用されることではじめてその経済的効用を発揮するものである上、撤去後の配管の経済的価値が乏しいものであることから、相応の費用等をかけて配管を撤去する意義は見だし難いこと

ター等の固定費を回収するものである等）についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。

2. 第6号中「所有関係」とは、消費設備・供給設備の所有権を（各々の設備毎に）誰が（販売事業者か一般消費者等か）有しているかについての記載のこと。ここでの記載は、販売事業者と一般消費者等の間で、設備の所有について認識に齟齬を来さないよう、注意的に記載するものである。したがって、販売事業者が所有していない設備について、書面上、販売事業者が所有している旨記載しても、真実の記載にはならず、その設備の所有権が販売事業者に発生する訳でないことは当然である。なお、賃貸住宅の場合等、設備を消費者が所有するのか、家主が所有するのか不明確な場合等も考えられるが、記載については、「販売事業者」「お客様」等、所有権が販売事業者側・消費者側いずれにあるか分かる程度の内容で差し支えない。また、所有関係を記載する際には、消費設備に係る配管等家屋に敷設されている設備については、設備設置費用を販売事業者が負担したという理由や、法第14条の書面を交付する際に、設備を販売事業者の所有として賃借契約を締結したという理由をもって、所有権が販売事業者に帰属する訳ではないことに留意することが必要である。

・戸建て住宅に設置されている状態の液化石油ガスの消費設備に係る配管が、当該住宅と別個独立に公の市場において取引されるものであるとはうかがわれないこと

今後の新規契約においては、上記のような事情が認められる場合は、配管は原則として建物に付合し、かつ民法 242 条ただし書きの適用はないものとして取り扱われる場合があります、既存契約においても、上記のような事情が認められる場合は、契約書面や 14 条書面等における記載の内容にかかわらず、貸付配管は原則として建物に付合しており、民法 242 条ただし書きの適用はないものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。

3. 第 8 号中「当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法」とは、一般消費者等が支払うべき具体的な利用料について、月毎、或いは年毎に一定額を支払うのか等を含め、契約解除までに、いつ、どれだけの額を支払う必要があるのかを記載すること。

4. 第 9 号の規定は、規則第 16 条第 17 号に関連する規定である。同号においては、「一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があった場合において、消費設備に係る配管であって販売事業者が所有するものについては、……適正な対価で一般消費者等に所有権を移転すること」とされているが、その際の移転対価を書面に記載する旨定めたものである。第 9 号中「精算額の計算方法」とは、精算額として、一般消費者等が支払うべき額が明確に分かるように記載せよ（契約解除がいつであれば、精算額が幾らということが分かるように）との趣旨である。なお、「精算額の計算方法」には、例えば、税法上の減価償却の方法と同様に、残存価額と精算額が一致するように行う方法、その他正当と認められる複数の方法が考えられるが、当該配管の設置費用、設置後の経過年数等を基に、説明可能な適正な方法であれば良く、計算方法の具体的内容について規制を行うものではない。

3. 第 8 号中「当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法」とは、一般消費者等が支払うべき具体的な利用料について、月毎、或いは年毎に一定額を支払うのか等を含め、契約解除までに、いつ、どれだけの額を支払う必要があるのかを記載すること。

4. 第 9 号の規定は、規則第 16 条第 17 号に関連する規定である。同号においては、「一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があった場合において、消費設備に係る配管であって販売事業者が所有する者については、……適正な対価で一般消費者等に所有権を移転すること」とされているが、その際の移転対価を書面に記載する旨定めたものである。第 9 号中「精算額の計算方法」とは、精算額として、一般消費者等が支払うべき額が明確に分かるように記載せよ（契約解除がいつであれば、精算額が幾らということが分かるように）との趣旨である。なお、「精算額の計算方法」には、例えば、税法上の減価償却の方法と同様に、残存価格と精算額が一致するように行う方法、その他正当と認められる複数の方法が考えられるが、当該配管の設置費用、設置後の経過年数等を基に、説明可能な適正な方法であれば良く、計算方法の具体的内容について規制を行うものではない。

なお、液化石油ガス販売事業者との間のガス供給契約が所定の期間内に解約され又は終了する時に当該ガス供給契約の相手方に対して当該設備の設置費用に係る残存価額を請求する場合は、液化石油ガス供給契約において、三部料金における設備料金として支払金額・支払期間（期限）・支払根拠等を明確に表示し、消費設備等に係る設備料金として請求する必要がある。具体的には、液化石油ガス供給契約又は付随する契約において、消費設備及び当該設備設置費用等について三部料金が採用され、基本料金及び従量料金と区別された設備料金としての請求であることが明らかであり、かつ、支払金額の算定方法が、税法上の減価償却方法等、当該設備の費用及び設置費用、設置後の経過年数その他の事情に基づく適正な方法である必要がある。

第 16 条（販売の方法の基準）関係

1. 第 11 号の規定は、液化石油ガス販売事業者が消費設備を所有する場合について定めた規定である。一般消費者等に確認することとは、法第 14 条の書面に記載された消費設備の所有関係を一般消費者等に説明の上、当該書面に一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により、一般消費者等に確認を行うことが必要である。

なお、この規定は、消費設備の所有権が販売事業者にある場合に限っての規定であり、その場合に、販売事業者と一般消費者等の間で、消費設備の所有について認識に齟齬を来さないよう、注意的に確認することを液石法上の義務として定めているものである。したがって、本来、販売事業者が所有していない消費設備について、販売事業者が所有している旨確認しても、その設備の所有権が販売事業者に発生する訳でないことは当然である。

2. 第 15 号の 2 中「液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合」とは、主に賃貸集合住宅の場合のこと。第 15 号の 3、第 15 号の 5 及び第 15

第 16 条（販売の方法の基準）関係

1. 第 11 号の規定は、液化石油ガス販売事業者が消費設備を所有する場合について定めた規定である。一般消費者等に確認することとは、法第 14 条の書面に記載された消費設備の所有関係を一般消費者等に説明の上、当該書面に一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により、一般消費者等に確認を行うことが必要である。

なお、この規定は、消費設備の所有権が販売事業者にある場合に限っての規定であり、その場合に、販売事業者と一般消費者等の間で、消費設備の所有について認識に齟齬を来さないよう、注意的に確認することを液石法上の義務として定めているものである。したがって、本来、販売事業者が所有していない消費設備について、販売事業者が所有している旨確認しても、その設備の所有権が販売事業者に発生する訳でないことは当然である。

2. 第 15 号の 2 中「液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合」とは、主に賃貸集合住宅の場合のこと。第 15 号の 3、第 15 号の 5 及び第 15

号の9において同じ。

本規定は、一般消費者等と賃貸集合住宅の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、賃貸集合住宅の所有者や管理会社等を通じて、当該賃貸集合住宅の液化石油ガスの供給に係る料金表等が一般消費者等に対して提示されるようにすることを液化石油ガス販売事業者の努力義務としている一方で、一般消費者等から直接当該賃貸集合住宅の液化石油ガス料金の情報提供等の要請があった場合は、液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示することを義務づけるものである。

3. 第15号の3及び第15号の4中「利益」とは、金銭の給付（紹介料及び期間を定めた割引料金を含む）、物品の供与（社会通念上許容される儀礼的な物品供与、例えばお中元・お歳暮等を含む）、保守等の役務の無償提供、無償の使用賃借、その他名目のいかなを問わず供与される経済的利益（以下「経済的利益」という）を含むものとし、営業や保守等の業務を代理で行う事業者を通じて一般消費者等又は賃貸集合住宅の所有者等に供与するものも含む。利益供与の金額は、当該物品又は役務（保守契約、出張修理、部品交換等を含む）について通常の取引価額（時価）により算定し、当該利益が継続・断続して供与される場合には、契約期間において受けるべき利益の価額の合計額により判断し、契約期間が2年間を超える場合は2年とする。

なお、第15号の3中「正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと」とは、賃貸集合住宅の所有者等に対する利益供与は、液化石油ガス事業者間の健全な競争を阻害し、一般消費者等の液化石油ガス料金に対する転嫁等の不利益をもたらすことがあるので、社会通念上許容される儀礼的な物品供与を除く利益の供与を、正常な商慣習の範囲外の行為として、一切行わないこととする。

4. 第15号の4中「液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合」とは、主に戸建て（一般消費者等が所有する物件）の場合のこと。第15号の6において同じ。

号の9において同じ。

本規定は、一般消費者等と賃貸集合住宅の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、賃貸集合住宅の所有者や管理会社等を通じて、当該賃貸集合住宅の液化石油ガスの供給に係る料金表等が一般消費者等に対して提示されるようにすることを液化石油ガス販売事業者の努力義務としている一方で、一消費者等から直接当該賃貸集合住宅の液化石油ガス料金の情報提供等の要請があった場合は、液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示することを義務づけるものである。

3. 第15号の4中「液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合」とは、主に戸建て（一般消費者等が所有する物件）の場合のこと。第15号の6において同じ。

同号中「正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと」とは、利益供与の金額が、一般消費者等向けには2万円を超えないこととする。

5. 第15号の7に基づき、一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用（以下「液化石油ガス料金等」という。）を請求するときには、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その算定根拠を当該一般消費者等に通知することとされているが（基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制）、ここでいう算定根拠には、法第14条に基づき当該一般消費者等に交付した書面に記載されている規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目」ごとの金額及び液化石油ガスの使用量並びに同条第8号に定める消費設備に係る費用の額を記載すること。

一般消費者等に対する算定根拠の通知は、当該一般消費者等に液化石油ガス料金等を請求するごとに通知する必要がある。

また、一般消費者等に算定根拠を通知する方法については、原則として請求書等の書面等に記載して通知することとするが、一般消費者等が書面等以外の方法により通知することを承諾した場合には、当該承諾した方法（口頭による通知は除く）により通知することとする。なお、一般消費者等が書面等以外の方法により通知することを承諾した場合には、液化石油ガス販売事業者は、その旨を記載した書面等に当該一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により確認を行うことが必要である。

6. 第15号の8中「消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外」とは、液化石油ガスに係る消費とは関係のない空調等の設備の設置等の費用のこと。ここでいう「消費設備」とは、法第2条第5項に基づく「液化石油ガスに係る消費のための設備」であり、液化石油ガスに係る消費とは関係のない空調等の設備の設置等の費用は、液化石油ガス料金等に含めて請求してはならない。

4. 第15号の7に基づき、一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用（以下「液化石油ガス料金等」という。）を請求するときには、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その算定根拠を当該一般消費者等に通知することとされているが（基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制）、ここでいう算定根拠には、法第14条に基づき当該一般消費者等に交付した書面に記載されている規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目」ごとの金額及び液化石油ガスの使用量並びに同条第8号に定める消費設備に係る費用の額を記載すること。

一般消費者等に対する算定根拠の通知は、当該一般消費者等に液化石油ガス料金等を請求するごとに通知する必要がある。

また、一般消費者等に算定根拠を通知する方法については、原則として請求書等の書面等に記載して通知することとするが、一般消費者等が書面等以外の方法により通知することを承諾した場合には、当該承諾した方法（口頭による通知は除く）により通知することとする。なお、一般消費者等が書面等以外の方法により通知することを承諾した場合には、液化石油ガス販売事業者は、その旨を記載した書面等に当該一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により確認を行うことが必要である。

5. 第15号の8中「消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外」とは、液化石油ガスに係る消費とは関係のない空調等の設備の設置等の費用のこと。ここでいう「消費設備」とは、法第2条第5項に基づく「液化石油ガスに係る消費のための設備」であり、液化石油ガスに係る消費とは関係のない空調等の設備の設置等の費用は、液化石油ガス料金等に含めて請求してはならない。

7. 第15号の9のただし書きにある「消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合」とは、規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目についての内容の説明」で明記した上で、主にガス漏れ警報器の貸与料金を液化石油ガス料金等に含めて請求する場合等が該当する。

8. 第15号の10中「解除の申し出」とは、一般消費者等（契約の当事者）から、契約の当事者である液化石油ガス販売事業者に対してなされる、契約を解除する旨の明確な伝達のこと。この規定は、本来、供給設備の撤去は、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者が行うべきものであり、撤去のための準備期間が必要であることから、解除の申し出があってから相当期間を経過しないうちに、他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を撤去することを禁止するものである。

「相当期間」については、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者の業務状況や一般消費者等との間の液化石油ガス料金等の精算手続のために必要な期間等を総合的に勘案し、原則として一週間を基準とする。ただし、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、第16号のただし書に定める事項に該当する事由がある場合には、第15号の10中の「相当期間」は、上記基準にかかわらず、設置されている供給設備の規模や設置状況、一般消費者等による料金の精算状況等を総合的に勘案して個別に判断することとなる。したがって、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、第16号のただし書に定める事項に該当する事由が解消していないにもかかわらず、他の液化石油ガス販売事業者が自らの判断により供給設備を一方的に撤去した場合には、第15号の10の規定に違反することになる。

なお、自らの判断により相当期間を経過したことをもって、他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を一方的に撤去した場合には、供給設備を所有する事業者との間で、契約の解除を申し出た一般消費者等を巻き込んだトラブルに発展することがあり得ることから、こうした事態を避けるため、供給設備の撤去については、液化石油ガス販売事業者間で事前に十分な調整を行うことが必要である。

6. 第15号の9のただし書きにある「消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合」とは、規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目についての内容の説明」で明記した上で、主にガス漏れ警報器の貸与料金を液化石油ガス料金等に含めて請求する場合等が該当する。

7. 第15号の10中「解除の申し出」とは、一般消費者等（契約の当事者）から、契約の当事者である液化石油ガス販売事業者に対してなされる、契約を解除する旨の明確な伝達のこと。この規定は、本来、供給設備の撤去は、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者が行うべきものであり、撤去のための準備期間が必要であることから、解除の申し出があってから相当期間を経過しないうちに、他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を撤去することを禁止するものである。

「相当期間」については、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者の業務状況や一般消費者等との間の液化石油ガス料金等の精算手続のために必要な期間等を総合的に勘案し、原則として一週間を基準とする。ただし、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、第16号のただし書に定める事項に該当する事由がある場合には、第15号の10中の「相当期間」は、上記基準にかかわらず、設置されている供給設備の規模や設置状況、一般消費者等による料金の精算状況等を総合的に勘案して個別に判断することとなる。したがって、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、第16号のただし書に定める事項に該当する事由が解消していないにもかかわらず、他の液化石油ガス販売事業者が自らの判断により供給設備を一方的に撤去した場合には、第15号の10の規定に違反することになる。

なお、自らの判断により相当期間を経過したことをもって、他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を一方的に撤去した場合には、供給設備を所有する事業者との間で、契約の解除を申し出た一般消費者等を巻き込んだトラブルに発展することがあり得ることから、こうした事態を避けるため、供給設備の撤去については、液化石油ガス販売事業者間で事前に十分な調整を行うことが必要である。

9. 第16号中「遅滞なく」とは、一般消費者等（契約の当事者）から要求があった場合には、その後、事情の許す限り最も早くとのことであり、当該販売事業者の業務状況に鑑み、合理的な期間内で撤去を行うべきとの趣旨である。具体的には、当該販売事業者は、原則として一週間以内にその所有する供給設備を撤去すべきである。

なお、切替工事の日程等新旧販売事業者間で調整が必要な場合には、すみやかに調整を行い解決を図るべきである。

また、遅滞なく撤去することとの規定であり、〇月〇日〇時に撤去せよとの請求権を一般消費者等に付与するものではなく、合理的な期間内での撤去を定めているものである。

同号中「撤去すること」とは、当該販売事業者に撤去義務を課しているだけであって当該販売事業者に撤去する権利を付与するものではない。

ただし書に定める事項として、「撤去が著しく困難である場合」とは、いわゆる小規模導管供給の場合（集合住宅への供給も含む）、業務用への供給の場合（相当規模のもの）、バルク供給による場合等、物理的に撤去が困難である場合を言う。

同号中「その他正当な事由」に該当するケースとしては、契約解除の際に精算されるべき精算額（未徴収のガス代、設備貸与料金等を含めた精算額）の支払いと供給設備の撤去は同時に履行するとの契約条項がある場合、一般消費者等が料金（未徴収のガス代、設備貸与料金等）の支払いを不当に遅らせている場合等が該当する。

なお、一般消費者等から契約の解除の申し出があったにもかかわらず、当該一般消費者等に契約の継続を求めることなどを目的に、供給設備の撤去に係る手続を遅延することは、同号のただし書に定める「撤去が著しく困難である場合その他正当な事由」に該当しないことは当然であり、このことをもって供給設備を遅滞なく撤去しなかった場合には、同号の規定に違反することになる。

10. 第17号中「適正な対価」とは、規則第13条第9号に定める精算額の計算方法によることであり、その計算方法は、各販売事業者が決めるべきものである

8. 第16号中「遅滞なく」とは、一般消費者等（契約の当事者）から要求があった場合には、その後、事情の許す限り最も早くとのことであり、当該販売事業者の業務状況に鑑み、合理的な期間内で撤去を行うべきとの趣旨である。具体的には、当該販売事業者は、原則として一週間以内にその所有する供給設備を撤去すべきである。

なお、切替工事の日程等新旧販売事業者間で調整が必要な場合には、すみやかに調整を行い解決を図るべきである。

また、遅滞なく撤去することとの規定であり、〇月〇日〇時に撤去せよとの請求権を一般消費者等に付与するものではなく、合理的な期間内での撤去を定めているものである。

同号中「撤去すること」とは、当該販売事業者に撤去義務を課しているだけであって当該販売事業者に撤去する権利を付与するものではない。

ただし書に定める事項として、「撤去が著しく困難である場合」とは、いわゆる小規模導管供給の場合（集合住宅への供給も含む）、業務用への供給の場合（相当規模のもの）、バルク供給による場合等、物理的に撤去が困難である場合を言う。

同号中「その他正当な事由」に該当するケースとしては、契約解除の際に精算されるべき精算額（未徴収のガス代、設備貸与料金等を含めた精算額）の支払いと供給設備の撤去は同時に履行するとの契約条項がある場合、一般消費者等が料金（未徴収のガス代、設備貸与料金等）の支払いを不当に遅らせている場合等が該当する。

なお、一般消費者等から契約の解除の申し出があったにもかかわらず、当該一般消費者等に契約の継続を求めることなどを目的に、供給設備の撤去に係る手続を遅延することは、同号のただし書に定める「撤去が著しく困難である場合その他正当な事由」に該当しないことは当然であり、このことをもって供給設備を遅滞なく撤去しなかった場合には、同号の規定に違反することになる。

9. 第17号中「適正な対価」とは、規則13条9号に定める精算額の計算方法によることであり、その計算方法は、各販売事業者が決めるべきものであるが、当

が、当該配管の設置費用、設置後の経過年数等を基に、説明可能な適正な方法によること。

同号中「当該一般消費者等が別段の意思表示をする場合その他やむを得ない事情がある場合」とは、当該一般消費者等（契約の当事者）が当該配管の所有権の移転を望まない旨の明確な意思を示す場合等が含まれる。

なお、当該一般消費者等が賃貸住宅に居住するなど、当該一般消費者等と家屋所有者が異なる場合においては、所有権は当該家屋所有者に移転することとなる。この場合において、当該家屋所有者が所有権の移転を望まない旨の明確な意思を示す場合（当該家屋所有者が、当該配管の所有権が自己に移転することは望まないものの、当該一般消費者等に移転することを認める場合を除く）は、上記「やむを得ない事情がある場合」に含まれる。

なお、この規定は、あくまで、消費設備に係る配管の所有権が販売事業者にある場合について定めた規定である。したがって、販売事業者が消費設備に係る配管を所有していない場合に、当該一般消費者等に当該配管に係る費用を請求できないことは当然である。

令和6年経済産業省令第32号附則関係

当該省令による改正後の規則第16条第15号の3から第15号の6までの施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約であっても、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたものについては、当該改正後の規則第16条第15号の3から第15号の6までの規定を適用するものとする。

- (1) 当該液化石油ガス販売契約の当事者に変更（相続、その他の事由による当該液化石油ガス販売契約上の地位の承継を含む）があったとき
- (2) 当該液化石油ガス販売契約が更新（自動更新を含む）されたとき
- (3) 当該液化石油ガス販売契約の主たる内容が変更されたとき

該配管の設置費用、設置後の経過年数等を基に、説明可能な適正な方法によること。

同号中「当該一般消費者等が別段の意思表示をする場合その他やむを得ない事情がある場合」とは、当該一般消費者等（契約の当事者）が当該配管の所有権の移転を望まない旨の明確な意思を示す場合等が含まれる。

なお、当該一般消費者等が賃貸住宅に居住するなど、当該一般消費者等と家屋所有者が異なる場合においては、所有権は当該家屋所有者に移転することとなる。この場合において、当該家屋所有者が所有権の移転を望まない旨の明確な意思を示す場合（当該家屋所有者が、当該配管の所有権が自己に移転することは望まないものの、当該一般消費者等に移転することを認める場合を除く）は、上記「やむを得ない事情がある場合」に含まれる。

なお、この規定は、あくまで、消費設備に係る配管の所有権が販売事業者にある場合について定めた規定である。したがって、販売事業者が消費設備に係る配管を所有していない場合に、当該一般消費者等に当該配管に係る費用を請求できないことは当然である。